

パプアニューギニア

特許法

2000年特許及び意匠法 No. 30

2001年1月19日認証

目次

第 I 部 序

第 1 条 憲法上の要件の遵守

第 2 条 解釈

第 3 条 適用

第 II 部 運営

第 1 章 登録官

第 4 条 登録官の職

第 5 条 印章

第 6 条 登録官の権限

第 7 条 裁量権の行使

第 2 章 登録簿

第 8 条 登録簿

第 9 条 閲覧

第 10 条 証明書等

第 11 条 証拠としての登録簿等

第 III 部 特許

第 1 章 一般的事項

第 12 条 特許を受けることができる発明

第 13 条 新規の発明

第 14 条 進歩性を伴う発明

第 15 条 産業上利用可能な発明

第 16 条 特許を受ける権利

第 17 条 特許証における発明者の記名

第 18 条 特許を受ける権利の譲渡等

第 2 章 特許出願

第 19 条 出願

第 20 条 特許付与を求める出願の取下

第 21 条 発明の単一性

第 22 条 出願の自発的な補正及び分割

- 第 23 条 特許に係る優先権
- 第 24 条 対応する外国出願及び特許に関する情報
- 第 25 条 特許出願日
- 第 26 条 特許の審査

第 3 章 特許の付与及び特許の変更

- 第 27 条 特許の付与
- 第 28 条 特許の変更

第 4 章 特許により与えられる権利及び特許の存続期間

- 第 29 条 特許により与えられる権利
- 第 30 条 特許侵害訴訟における立証責任
- 第 31 条 特許の存続期間及び年次手数料

第 5 章 政府又は政府により許可された者による発明の実施

- 第 32 条 政府又は政府により許可された者による実施
- 第 33 条 特許発明の実施を許可する決定の条件の変更
- 第 34 条 許可の終了
- 第 35 条 許可の移転
- 第 36 条 上訴

第 6 章 特許の無効

- 第 37 条 特許の無効

第 IV 部 意匠

第 1 章 一般的事項

- 第 38 条 登録を受けることができる意匠
- 第 39 条 新規の又は独創的な意匠
- 第 40 条 意匠の登録を受ける権利
- 第 41 条 登録における創作者の記名
- 第 42 条 意匠登録を受ける権利の譲渡等

第 2 章 意匠登録出願

- 第 43 条 意匠登録出願
- 第 44 条 意匠出願の取下
- 第 45 条 意匠に係る優先権
- 第 46 条 意匠出願日
- 第 47 条 意匠の審査

第3章 意匠の登録

第48条 意匠の登録

第4章 意匠登録により与えられる権利及び登録の存続期間

第49条 意匠登録により与えられる権利

第50条 意匠登録の存続期間及び更新

第5章 意匠の無効

第51条 意匠の無効

第V部 雑則

第1章 特許又は意匠における変更の登録官への通知

第52条 所有権の変更

第53条 特許又は意匠のライセンス許諾

第2章 代理人

第54条 代理人

第3章 裁判所管轄権及び上訴

第55条 国家裁判所の管轄権

第56条 上訴

第57条 上訴に影響されない権限行使

第4章 裁判所の手続及び違法行為

第58条 侵害訴訟への登録官の参加

第59条 特許及び意匠についての虚偽表示

第60条 召喚状に対する不服従

第61条 一般的罰則

第62条 訴追

第VI部 規則及び手数料

第63条 規則

第64条 手数料

第I部 序

第1条 憲法上の要件の遵守

- (1) 本法は、憲法第 III 部 3.C(条件付権利)にいう権利又は自由、すなわち、
- (a) 憲法第 46 条により付与されている表現の自由に関する権利、
 - (b) 憲法第 48 条により付与されている雇用の自由に関する権利、及び
 - (c) 憲法第 49 条により付与されているプライバシーに関する権利、
- を規制又は制限する限りにおいて、公の秩序に係る公共の利益を実現する目的で制定される法律である。
- (2) 州政府及び地方政府統治組織法第 41 条の適用上、本法は国益の事項に係る旨をここに宣言する。
- (3) 憲法第 53 条(不当な財産剥奪に対する保護)の適用上、第 32 条に基づく発明の実施の目的は公共の目的である旨をここに宣言する。

第2条 解釈

本法において、別段の意図が示されている場合を除いて、

「裁判所」とは、国家裁判所をいう。

「登録意匠の実施」とは、登録意匠の複製であるか又は実質的に複製である意匠が組み込まれている物品の製造、賃貸の申出、販売又は輸入をいう。

「特許発明の実施」とは、次の行為の何れかをいう。

- (a) 特許の対象が製品である場合は、
 - (i) 当該製品の製造、使用、賃貸の申出、販売及び輸入、並びに
 - (ii) 販売の申出、販売又は使用の目的での当該製品の貯蔵
- (b) 特許の対象が方法である場合は、
 - (i) 当該方法の使用、並びに
 - (ii) 当該方法を用いて直接得られた製品の使用、販売の申出、販売及び輸入

「意匠」とは、線若しくは色彩の何らかの組合せ、若しくは何らかの立体形状、又は線若しくは色彩と関連しているか否かを問わず何らかの材料であって、工業又は手工芸の製品に特別の外観を与え、工業又は手工芸の製品の模様として役立ち、かつ、眼に訴え、眼によって判断されるものをいう。

「国際分類」とは、意匠に関して、意匠に関する国際分類を定めるロカルノ協定に基づく分類をいう。

「発明」とは、発明者の着想であって、技術の分野における特定の課題の実際上の解決を可能にするもので、かつ、製品若しくは方法であるか、又は製品若しくは方法に関連するものをいうが、次のものを含まない。

- (a) 発見、科学的理論若しくは数学的方法、又は
- (b) 次のための計画、規則若しくは方法
 - (i) 事業の遂行
 - (ii) 純粋に精神的な活動の実行、若しくは
 - (iii) ゲームの実行、又は
- (c) 診断、治療及び外科の方法。ただし、人間又は動物に係る処置において当該方法に用い

られる製品を除く。

「発明者」とは、特許に関して、当該特許の対象である発明の発明者をいう。

「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する 1881 年 3 月 20 日のパリ条約の最後に改正されたものをいう。

「特許」とは、発明を保護するために付与された権原をいう。

「優先日」とは、パリ条約に規定する優先権の基礎となる先の出願の日をいう。

「登録意匠」とは、本法に基づいて登録されている意匠をいう。

「登録簿」とは、第 8 条にいう登録簿をいう。

「登録官」とは、第 4 条に基づいて任命される特許及び意匠登録官並びに商標登録官をいう。

「本法」には規則が含まれる。

第 3 条 適用

本法は、国を拘束する。

第 II 部 運営

第 1 章 登録官

第 4 条 登録官の職

- (1) 本法の適用上、大臣は、官報における通知により、
 - (a) 適切な資格を有する者を特許及び意匠登録官に任命するものとし、また
 - (b) 必要と認める特許及び意匠副登録官その他の幹部職員を任命することができる。
- (2) 特許及び意匠副登録官は、登録官の指示に従うことを条件として、登録官のすべての権限を行使し又は登録官のすべての職能を果たすことができる。
- (3) 特許及び意匠副登録官が任命されても、登録官による権限の行使又は職能の実行には影響を及ぼさない。
- (4) 大臣が(1)(a)に基づく任命を行うまでは、商標法(第 385 章)に基づいて任命された商標登録官が特許及び意匠登録官であるものとする。

第 5 条 印章

- (1) 登録官は、自己の公印として、大臣が承認する形の印章を保持し、使用する。
- (2) 登録官は、法定の職務及び職能を履行して、登録官の署名とみなされる自己の署名の複製を捺印し又は捺印させることができる。
- (3) すべての裁判所、裁判官及び司法上の行動をする者は、次のものを司法上認めるものとする。
 - (a) 登録官又は副登録官の職を占めている又は占めてきた者の署名、及び当該人が当該職を占めている又は占めてきたとの事実、並びに
 - (b) 登録官の印章

第 6 条 登録官の権限

- (1) 本法の適用上、登録官は次のことをすることができる。
 - (a) 証人を召喚すること
 - (b) 口頭であるか否かに拘らず、宣誓した上での証拠を受領すること、及び
 - (c) 書類又は物品の提出を要求すること
- (2) 登録官は、自己が正当と考える費用その他に関する条件に基づき、誤記又は明白な過誤を訂正する目的であるか否かに拘らず、次のものの補正を認めることができる。
 - (a) 次のものに係る出願
 - (i) 特許の付与、若しくは
 - (ii) 意匠の登録
 - (b) 特許登録簿
 - (c) 意匠登録簿、又は
 - (d) 自己の庁に置かれたその他の書類
- (3) 出願の補正は、それが次のものの同一性に実質的な影響を及ぼすものである場合は、(2)に基づいて認めてはならない。
 - (a) 特許付与を求める出願の対象である発明、又は

- (b) 補正前の出願において特定されている意匠
- (4) 提出された書類が次の何れかに該当すると登録官が考える場合は、登録官は、当該書類の受領又は登録を拒絶し、かつ、当該書類を適切に補正若しくは完成し、若しくは提出し直し、又は当該書類の代わりに新たな書類を提出するよう請求することができる。
 - (a) 法律に反する事項を含んでいること
 - (b) 脱漏又は誤った記述のために、適正に完成されていないこと
 - (c) 本法の要件を遵守していないこと、又は
 - (d) 何らかの誤り、変更又は削除を含んでいること
- (5) 登録官は、書面による請求を受けたとき、事情により正当化されると認める場合は、関係当事者に通知し、かつ、登録官が指示する条件で、本法に基づいて何らかの行為をする期間又は何らかの手続を取る期間を延長することができる。
- (6) (5)にいう延長は、当該行為をする又は当該手続を取るために定められている期間が満了している場合にも、認めることができる。

第7条 裁量権の行使

登録官は、本法により自己に付与されている裁量権を自己の下での手続の何れかの当事者の不利になるように行使する前に、聴聞を受ける機会をその者に与えるものとする。

第2章 登録簿

第8条 登録簿

- (1) 登録官は、次の登録簿をそれぞれ定めて維持する。
 - (a) 特許登録簿、及び
 - (b) 意匠登録簿
- (2) 本法により登録を要求されるすべての事項は、それぞれ該当する登録簿に登録されるものとする。

第9条 閲覧

各登録簿は、登録官の庁が開庁している時間中、所定の手数料の納付を条件として、すべての者による閲覧に供される。

第10条 証明書等

本法に従うことを条件として、登録官は次のことをすることができる。

- (a) 登録簿又は登録官の庁のその他の書類若しくは刊行物の記載事項に係る謄本又は抄本であって自己の署名及び印章により認証したものを交付すること、又は
- (b) 本法に基づいて、実行することが要求又は許可されている記載事項、行為、事項又は事柄が実行された、又は実行されていないことを自己の署名及び印章により認証すること

第11条 証拠としての登録簿等

- (1) 各登録簿は、本法によりそれに記入することが要求又は許可されているすべて事項の証拠となる。

- (2) 第 10 条に基づいて登録官が交付した認証謄本又は抄本は，すべての裁判所及び手続において，更なる証拠又は原本の提出なしに証拠となる。
- (3) 第 10 条に基づく登録官の証明書は，当該証明書中の陳述の証拠となる。

第 III 部 特許

第 1 章 一般的事項

第 12 条 特許を受けることができる発明

- (1) 発明は、次の場合は、特許を受けることができる。
- (a) 第 13 条に従って新規であり、
 - (b) 第 14 条に従って進歩性を伴い、かつ
 - (c) 第 15 条に従って産業上利用可能であること
- (2) その商業的实施が次に該当することになる発明は、特許を受けることができない。
- (a) 公の秩序若しくは善良の風俗に反すること、又は
 - (b) 環境に重大な害を及ぼすこと

第 13 条 新規の発明

- (1) 発明は、先行技術により先行されていない場合は新規である。
- (2) 本条の適用上、先行技術は、当該発明をクレームしている出願の出願日又は該当する場合は優先日より前に、世界の何れかの場所で、次のものの何れかにより公衆に開示されたすべてのものから構成される。
- (a) 具体的な形
 - (b) 口頭による開示
 - (c) 使用、又は
 - (d) その他の方法
- (3) (2)の適用上、次の場合においては、発明の公衆への開示を考慮に入れないものとする。
- (a) 当該開示が出願の出願日又は該当する場合は優先日に先立つ 12 月の間に行われており、かつ
 - (b) 当該開示が出願人若しくはその前権原者により実行された行為の故であったか若しくはその結果によるものであったか、又は出願人若しくはその前権原者に関わりなく第三者により実行された濫用の故であったか若しくはその結果によるものであった場合

第 14 条 進歩性を伴う発明

第 13 条(2)に定義される先行技術であって当該発明をクレームしている出願に係るものを考慮した上で、当該発明が、当該発明をクレームしている出願の出願日又は該当する場合は優先日より前に存在した一般知識に照らして当該技術の熟練者に自明でなかった場合は、当該発明は進歩性を伴うものである。

第 15 条 産業上利用可能な発明

- (1) 発明は、何れかの種類の産業において製造又は使用することが可能な場合は、産業上利用可能なものである。
- (2) (1)の適用上、「産業」はその最も広い意味に解釈し、特に、前記を損なうことなく、手工芸、農業、漁業及びサービスを含むものである。

第 16 条 特許を受ける権利

- (1) 特許を受ける権利は、発明者に属する。
- (2) 2 以上の者が共同で発明を行った場合は、特許を受ける権利は、これらの者に共同で属する。
- (3) 2 以上の者が同一の発明を相互に独立して行った場合は、その限りにおいて、当該出願が取り下げられ、放棄され又は拒絶されない限り、次のものを伴う特許出願をした者が特許を受ける権利を有する。
 - (a) 最先の出願日、又は
 - (b) 優先権が主張されている場合は最初に有効に主張された優先日
- (4) 雇用契約の履行中に発明が行われた場合は、特許を受ける権利は、契約に別段の規定がない限り、使用者に属する。

第 17 条 特許証における発明者の記名

- (1) 発明者は、特許証に記名される。ただし、自己が署名して登録官に宛てた宣言書において、記名されないことを希望する旨を表示した場合は、この限りでない。
- (2) 発明者が何人かに対して行った、自己が(1)にいう類の宣言を行う旨の約束又は了解は、法的効力を有さない。

第 18 条 特許を受ける権利の譲渡等

特許を受ける権利については、次のことが可能である。

- (a) 譲渡すること、又は
- (b) 承継により移転すること

第 2 章 特許出願

第 19 条 出願

- (1) 特許出願は、登録官に対してしなければならない。
- (2) (1)に基づく出願には、
 - (a) 次のもの、すなわち、
 - (i) (4)に従う通知、
 - (ii) (5)に従う明細書、
 - (iii) (6)に従う 1 又は複数のクレーム、
 - (iv) 発明を理解する上で必要な場合は、1 又は複数の図面、
 - (v) (7)に従う要約、及び
 - (vi) その他の所定の情報又は書類、を含めなければならない、
 - (b) 第 23 条に従って優先権を主張する宣言を含めることができ、かつ
 - (c) 所定の手数料を添えなければならない。
- (3) 出願に所定の手数料を添えていない場合は、登録官は、出願の受理を拒絶することができ、出願はなされなかったものとして扱われる。
- (4) (2) (a) (i)にいう通知には、

- (a) 次のものを含めなければならない。
 - (i) 特許の付与を求める願書
 - (ii) 出願人の名称
 - (iii) 出願人、発明者及び代理人(存在する場合)に関するその他の所定の情報、及び
 - (iv) 発明の名称、また
- (b) 出願人が発明者でない場合は、出願人の特許を受ける権利を正当化する陳述を添えなければならない。
- (5) (2) (a) (ii)にいう明細書は、
 - (a) 当該技術に通常の技能を有する者が当該発明を実行することができる程度に十分明確かつ完全な態様で当該発明を開示していなければならない、かつ
 - (b) 出願の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日において出願人が知っている当該発明を実行する最善の方法を表示していなければならない。
- (6) (2) (a) (iii)にいうクレームは、
 - (a) 保護を求めている事項を定義しており、
 - (b) 明確かつ簡潔であり、かつ
 - (c) 明細書により十分に裏付けられていなければならない。明細書は、図面と共にクレームの解釈に用いることができる。
- (7) (2) (a) (v)にいう要約は、関係する課題及び解決についての明確な理解、並びに
 - (a) 発明に関する技術情報、
 - (b) 発明が関係する技術分野、
 - (c) 発明の主要な用途、及び
 - (d) 該当する場合は、明細書に含まれるすべての式の内発明を最も的確に特徴付ける式、の簡潔な摘要を与えるものでなければならないが、
 - (e) 発明の利点又は価値とされるものについての陳述を含めてはならず、また
 - (f) 発明の保護の範囲を解釈する目的で考慮に入れてはならない。

第 20 条 特許付与を求める出願の取下

- (1) 出願人は、出願に基づいて特許が付与される前は何時でも、自署した通知書を登録官に提出して出願を取り下げることができる。
- (2) (1)に基づいて提出された通知は、取消不能とする。

第 21 条 発明の単一性

- (1) 第 19 条(1)に基づく出願は、1 の発明のみ又は単一の包括的発明概念を形成するように結合された 1 群の発明に関するものでなければならない。
- (2) 1 の出願において 1 群の発明がクレームされている場合は、(1)にいう単一の包括的発明概念の要件は、クレームされている発明のそれぞれが全体として見た場合に先行技術に対してなす貢献を特定する同一の又は対応する技術的特徴の 1 又は 2 以上を伴う発明の間に技術的關係が存在するときのみ満たされる。
- (3) ある特許が(1)に従わない出願に基づいて付与されているという事実は、当該特許の無効の理由とはならない。

第 22 条 出願の自発的な補正及び分割

- (1) 出願人は、出願に基づいて特許が付与される前は何時でも、次のことをすることができる。
- (a) (2)に従うことを条件として、所定の様式により、出願の補正の請求をすること、及び
- (b) (3)に従うことを条件として、所定の様式により、出願を 2 以上の出願に分割(「分割出願」という)する請求をすること
- (2) (1) (a)に基づく出願の補正の請求は、原出願における開示の範囲を超えてはならない。
- (3) 分割出願は、
- (a) 原出願における開示の範囲を超えてはならず、また
- (b) 原出願の出願日及び該当する場合は優先日を付与される権原を有する。
- (4) 補正又は分割出願の請求が原出願における開示の範囲を超えないようにする責任は、出願人が負う。
- (5) (1)に基づく請求が所定の様式によるものであり、かつ、所定の手数料が添えられている場合は、登録官は、請求を認容し、該当するところにより出願の補正又は分割を行う。

第 23 条 特許に係る優先権

- (1) 第 19 条(1)に基づく出願には、パリ条約に規定するとおり、出願人又はその前権原者がパリ条約の締約国又は世界貿易機関の構成国である国において又は当該国について行った 1 又は 2 以上の先の国内出願、地域出願又は国際出願の優先権を主張する宣言を含めることができる。
- (2) 出願に(1)に基づく宣言が含まれている場合は、登録官は、出願人に対し、提出先の当局又は機関が真正かつ適正な写しとして認証した先の出願の謄本を、登録官が定める期限内に、登録官が指示する方法により提出するよう請求することができる。
- (3) (1)に基づく宣言の効果は、パリ条約に規定するとおりとする。
- (4) 登録官が本条の要件及び本条に関して定められた事項が満たされていないと判断した場合は、宣言はなされていないものとみなされる。

第 24 条 対応する外国出願及び特許に関する情報

- 登録官から請求された場合は、第 19 条(1)に基づく出願人は、登録官が定める期限内に、
- (a) 登録官に対して行った出願においてクレームしている発明と同一の又は本質的に同一の発明に関して出願人が他の国又は法域において行った特許出願(本条において「外国出願」という)の日付及び番号を含むがこれらに限定されることなく、登録官が請求する情報を提供しなければならない、かつ
- (b) 外国出願に関する次の書類を登録官に提出しなければならない。
- (i) 外国出願に関して行われた調査若しくは審査の結果に関して出願人が受領した通信の写し
- (ii) 外国出願に基づいて付与された特許証の写し
- (iii) 外国出願を拒絶する、若しくは外国出願において請求されている付与を拒絶する最終決定の写し、又は
- (iv) 外国出願に基づいて付与された特許を無効にする最終決定の写し

第 25 条 特許出願日

(1) 第 19 条(3)に従うことを条件として、第 19 条に基づく出願に次のものが含まれる場合は、登録官は、出願の受領日を出願日として記録する。

- (a) 特許を求めている旨の明示又は黙示の表示
- (b) 出願人の身元の確定を許容する表示、及び
- (c) 一見したところ発明の明細書と思われる情報

(2) 第 19 条に基づく出願を登録官が受領した時点でそれに(1)にいう事項が含まれていなかったと登録官が認めた場合は、登録官は、

(a) 出願人に対し、登録官が定める期限内に登録官が指示する方法で訂正を提出するよう求め、

(b) (a)に従って所要の訂正がなされた場合は、所要の訂正の登録官による受領の日を出願日として記録し、また

(c) (a)に従う所要の訂正がなされなかった場合は、当該出願はなされなかったものとして処理する。

(3) 第 19 条に基づく出願において図面に言及しているにも拘らず当該出願に図面が含まれていない場合は、登録官は、

(a) 出願人に対し、登録官が定める期限内に、登録官が指示する方法で図面を提出するよう求め、

(b) (a)に従って図面が提出された場合は、図面の登録官による受領の日を出願日として記録し、また

(c) (a)に従う図面の提出がなされなかった場合は、登録官による出願の受領の日を出願日として記録し、かつ図面への言及は存在しないものとして処理する。

第 26 条 特許の審査

第 19 条に基づく出願に関して第 25 条に基づいて出願日を記録した後に、

(a) 登録官は、

- (i) 出願が、第 19 条(2)及び(4)並びにこれらに係る規則の要件を遵守しているか否か、
 - (ii) 出願が、本法及び規則の要件であって規則により本法適用上の方式要件として指定されているものを遵守しているか否か、並びに
 - (iii) 第 24 条に基づいて請求されている情報がある場合に、それが提供されたか否か、
- について審査し、かつ

(b) 登録官が、出願が(a)の要件を遵守していないと考える場合は、登録官は、出願人に対し、登録官が定める期限内に、登録官が指示する方法で、

(i) 訂正若しくは補正、

(ii) 出願が(a)の要件を遵守しているか否かに関する申立、又は

(iii) (i)及び(ii)の双方、

を提出するよう求めることができ、

また、登録官が定めた期限の到来後に、出願人が本号に基づく登録官の求めに応答したか否かに拘らず、登録官が依然として、出願が(a)の要件を遵守していないと考える場合は、登録官は、出願を拒絶し、出願人に対し書面で自己の決定を通知するものとする。

第3章 特許の付与及び特許の変更

第27条 特許の付与

- (1) 登録官は、第26条(a)の要件が満たされていると認めた場合は、特許を付与する。
- (2) 登録官は、特許が付与された後速やかに、
 - (a) 当該特許を特許登録簿に記録し、
 - (b) 特許付与の証明書及び特許証を出願人に交付し、かつ
 - (c) 官報における通知により大臣によって承認された公報において当該特許付与の件を公告する。

第28条 特許の変更

- (1) (2)に従うことを条件として、登録官は、特許所有者から書面による請求があったときは、特許により与えられている保護を限定するために特許の文章部分及び図面に変更を施すものとする。
- (2) (1)に基づく変更は、特許に含まれる開示が特許付与の基礎となった原出願に含まれる開示の範囲を超える結果をもたらすものであってはならず、また、請求される変更が本項に違反しないようにする責任は、特許所有者が負うものとする。

第4章 特許により与えられる権利及び特許の存続期間

第29条 特許により与えられる権利

- (1) 特許所有者以外の者による特許発明のパプアニューギニアにおける実施は、特許所有者の同意なしには認められない。
- (2) 特許所有者は、同人が利用することができる他の権利、救済又は訴訟に加え、(4)及び第32条に従うことを条件として、次のことをする者に対して裁判所における手続を提起する権利を有する。
 - (a) 所有者の同意を得ることなく特許発明の実施に相当する行為を実行することにより特許を侵害すること、又は
 - (b) 特許が侵害される虞を生じさせる行為を実行すること
- (3) 特許が侵害された又は侵害される虞があると裁判所が認めた場合は、裁判所は、特許所有者又はその他の利害関係人の申請に基づき、かつ、何人に関してであっても、次のことをすることができる。
 - (a) 裁判所が適切と考える条件がある場合はそれに従って、差止命令を出すこと
 - (b) 何れかの車両、船舶、航空機、建築物又は敷地にある物の検査を命じ、かつ、当該検査に関して裁判所が適切であると考えられる条件又は指示事項があればこれらを課し又は出すこと
 - (c) 損害賠償を裁定すること、又は
 - (d) 利益の計算を命じること
- (4) 特許所有者の権利は、次のものには及ばない。
 - (a) 特許所有者により又はその同意を得てパプアニューギニアにおける市場に出された物品に関する行為
 - (b) 一時的又は偶発的にパプアニューギニアの領空、領土又は領海に入った外国の航空機、

陸上車両又は船舶における又はこれらの建造若しくは操作のための物品の使用

(c) 特許発明に関する実験目的のみで実行された行為

(d) 第 19 条に基づく出願の出願日又は優先権が主張されている場合は当該特許の付与の基礎となっている出願の優先日より前に、善意で、パプアニューギニアにおいて発明を実施していた者又は当該実施のための有効かつ真摯な準備を行っていた者により実行された行為、又は

(e) 特許侵害の日に、当該発明特許が存在していたことを知らなかったこと又は存在していたと信じる合理的な理由がなかったことを証明する者により実行された行為

(5) (4) (d)にいう先使用者の権利は、当該発明の実施又は実施のための準備がそこで行われていた事業若しくは業務又は事業若しくは業務の部分と一括してのみ、移転又は譲渡することができる。

第 30 条 特許侵害訴訟における立証責任

(1) 第 29 条に基づく特許侵害訴訟において、特許の対象が製品を得るための方法である場合において、製品が当該方法によって生産されたのではないことを証明する責任は、侵害者として申し立てられている者が負う。ただし、裁判所が次のことを認めることを条件とする。

(a) 当該製品が当該方法により製造されたとの実質的な可能性が存在し、かつ

(b) 特許所有者が合理的な努力をしたにも拘らず実際に使用された方法を確認することができなかったこと

(2) (1)にいう手続において、裁判所は、

(a) 侵害者として申し立てられている者の製造上及び営業上の秘密を開示しないよう同人の正当な利益を考慮に入れるものとし、かつ

(b) (a)に実効性を与えるために適切と考える命令及び指示を出すことができる。

第 31 条 特許の存続期間及び年次手数料

(1) 本条に従うことを条件として、特許は、当該特許の出願日の 20 年後に満了する。

(2) 特許又は特許出願を維持するためには、特許付与の出願日の 1 年後に開始する各年について、所定の年次手数料を登録官に前納しなければならない。

(3) (1)にいう年次手数料は、所定の追加手数料をも納付することを条件として、納付期限日到来後 6 月以内に納付することができる。

(4) 年次手数料が本条の規定に基づいて納付されなかった場合は、

(a) 特許は失効するか、又は

(b) 特許出願は取下とみなされる。

第 5 章 政府又は政府により許可された者による発明の実施

第 32 条 政府又は政府により許可された者による実施

(1) 次の何れかの場合において、大臣は、特許所有者の合意がないときでも、政府機関又はその他の者の請求に基づき、官報における通知により、請求機関又は請求人による、主としてパプアニューギニアにおける市場への供給のための特許発明の実施を許可することができる。

(a) 公共の利益，特に国の安全，栄養，健康又は国民経済の他の分野の発展のために必要な場合，又は

(b) 大臣が，特許所有者又はその実施権者による特許発明の実施の仕方が反競争的であると判断し，かつ，この章に従う特許発明の実施により前記の慣行が是正されると認めた場合

(2) 大臣は，(1)に基づく許可に，適切と考える条件を付することができる。

(3) 大臣は，(5)に従うことを条件として，(1)に基づく許可を与える前に，特許所有者が，許可を請求している政府機関又は者から契約によるライセンスを求める要請を受けたにも拘らず，当該の政府機関又は者が合理的な期間内に合理的な商業条件で当該ライセンスを取得することができなかったことを確認しなければならない。

(4) 大臣は，(5)に従うことを条件として，特許所有者及び大臣が利害関係人であると承知しているその他の者に聴聞を受ける機会を与え，かつ，これらの者が聴聞を受けることを希望した場合はこれらの者を聴聞するまでは，(1)に基づく特許発明の実施を許可しないものとする。

(5) (3)及び(4)は，憲法第 X 部に基づく国家非常事態の場合又はその他の極度の緊急事態の場合は適用されないものとするが，このような場合においては，特許所有者は，合理的に速やかに大臣の決定について通知を受けるものとする。

(6) (1)に基づいて大臣の許可を受けた特許発明の実施は，

(a) 大臣がその使用を許可した目的に限定され，

(b) 大臣が定める適正な報酬を特許所有者に支払う義務を伴い，かつ

(c) 次のことを排除しないものとする。

(i) 特許所有者によるライセンス許諾契約の締結，及び

(ii) 特許所有者による，第 29 条(1)に基づく自己の権利の継続行使

(7) 大臣は，(6) (b)にいう補償の額を定めるに当たり，次のことを考慮に入れる。

(a) (1)に基づく自己の決定の経済的価値，及び

(b) (1) (b)に基づいて決定がなされた場合は，当該反競争的慣行を是正する必要性

第 33 条 特許発明の実施を許可する決定の条件の変更

(1) 大臣は，次の者の書面による請求に基づき，第 32 条(1)に基づく大臣の決定の対象である特許発明について，実施を許可する決定の条件を変更することができる。

(a) 特許所有者

(b) 許可を受けた政府機関又は者，又は

(c) その他の利害関係人

(2) 大臣は，許可の条件を変更する前に，(1)にいう者のうち聴聞を受けることを希望する者を聴聞する。

第 34 条 許可の終了

(1) 本条に従うことを条件として，大臣は，特許所有者又はその他の利害関係人からの書面による請求に基づき，次のことを認めた場合は，自己が与えた許可を終了させることができる。

(a) 第 32 条(1)に基づく許可に至った状況が消滅し，かつ，再現の可能性がないこと，又は

(b) 許可を与えられた政府機関又は者が，第 32 条(1)に基づく許可の条件を遵守しなかった

こと

(2) 大臣は、第 32 条(1)に基づいて自己が許可を与えた政府機関又は者の正当な利益の適切な保護の必要性により、許可の維持が正当化されると認めた場合は、許可を終了させないものとする。

(3) 大臣は、許可を終了させる前に、第 32 条(1)にいう者のうち聴聞を受けることを希望する者を聴聞する。

第 35 条 許可の移転

第 32 条(1)に基づいて大臣から許可を受けた者の場合、許可は、当該人の事業若しくは業務又は当該人の事業若しくは業務の部分であって、そこで特許発明が実施されているものと一括してのみ移転することができる。

第 36 条 上訴

利害関係人は、この章に基づいてなされた大臣の決定に対して裁判所に上訴することができる。

第 6 章 特許の無効

第 37 条 特許の無効

(1) 利害関係人は、特許を無効にするよう裁判所に請求することができる。

(2) (1)に基づいて請求を行う者が次のことを裁判所の満足の行くように証明した場合は、裁判所は、当該特許を無効にすると共に、適切と考えるその他の命令を発する。

(a) 発明と称されているものが、第 2 条における「発明」の定義に合致しないこと

(b) 発明と称されているものが、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条の要件を遵守していないこと、又は

(c) 当該特許所有者が、発明者又はその権原承継人でないこと

(3) (2)に基づいて無効にされた特許、又はその特許に由来する請求権若しくは請求権の一部は、特許付与日から無効であったものとみなされる。

(4) (1)に基づく請求を行った者は、特許を無効にするとの裁判所の決定を直ちに書面で登録官に通知しなければならない。登録官は、

(a) これを記録すると共に、特許登録簿に必要な訂正を施し、かつ

(b) 速やかに、当該決定を次のものにおいて公告する。

(i) 官報、及び

(ii) 第 27 条(2)(c)にいう公報の次号

(5) 登録官は、請求を行った者に対し、(2)に基づく裁判所の決定の証拠であって、登録官が適切と考えるものを要求することができる。

第 IV 部 意匠

第 1 章 一般的事項

第 38 条 登録を受けることができる意匠

(1) (2)に従うことを条件として、意匠は、新規又は独創的である場合に、登録を受けることができる。

(2) 次の何れかに該当する意匠は、登録を受けることができない。

(a) 公の秩序又は善良の風俗に反すること、又は

(b) 技術的成果を得ることのみに役立ち、外観の特徴について主観の入る余地を残さないこと

第 39 条 新規の又は独創的な意匠

(1) 意匠は、登録出願の出願日又は該当する場合は優先日より前に、世界の何れかの場所で、次の方法の何れによっても公衆に開示されたことがない場合は、新規又は独創的であるものとする。

(a) 具体的な形での公表

(b) 使用、又は

(c) その他の方法

(2) (1)の適用上、意匠の公衆への開示は、それが次の何れかの場合に該当するときは、考慮に入れないものとする。

(a) 当該開示が出願の出願日又は該当する場合は優先日に先立つ 12 月の間に生じた場合、又は

(b) 当該開示が出願人若しくはその前権原者により実行された行為の故であったか若しくはその結果によるものであったか、又は出願人若しくはその前権原者に関わりなく第三者により実行された濫用の故であったか若しくはその結果によるものであった場合

第 40 条 意匠の登録を受ける権利

(1) 意匠の登録を受ける権利は、創作者に属する。

(2) 2 以上の者が共同で意匠を創作した場合は、当該意匠の登録を受ける権利は、これらの者に共同で属する。

(3) 2 以上の者が同一の意匠を相互に独立して創作した場合は、その限りにおいて、次のものを伴う意匠登録出願をした者が、当該出願が取り下げられ、放棄され又は拒絶されない限り、登録を受ける権利を有する。

(a) 最先の出願日、又は

(b) 優先権が主張されている場合は最初に有効に主張された優先日

(4) 雇用契約の履行中に意匠が創作された場合は、登録を受ける権利は、契約に別段の規定がない限り、使用者に属する。

第 41 条 登録における創作者の記名

(1) 創作者は、登録意匠に記名される。ただし、自己が署名して登録官に宛てた宣言書にお

いて、記名されないことを希望する旨を表示した場合は、この限りでない。

(2) 創作者が何人かに対して行った、自己が(1)にいう類の通知をする旨の約束又は保証は無効であり、法的効力を有さない。

第 42 条 意匠登録を受ける権利の譲渡等

意匠登録を受ける権利については、次のことが可能である。

- (a) 書面により譲渡すること、又は
- (b) 承継により移転すること

第 2 章 意匠登録出願

第 43 条 意匠登録出願

- (1) 意匠登録出願は、登録官に対してしなければならない。
- (2) (1)に基づく出願には、
 - (a) 次のものを含めなければならない。
 - (i) 所定の様式による願書
 - (ii) 当該意匠を具体化する物品の図面、写真その他の適切な図による表示、及び
 - (iii) 当該意匠が使用される製品の種類の表示、また
 - (b) 所定の手数料を添えなければならない。
- (3) 出願人が創作者でない場合は、出願人の当該意匠登録を受ける権利を正当化する陳述を願書に添えなければならない。
- (4) 登録官は、意匠が平面のものである場合において、登録の前は何時でも、出願人に対し、当該意匠を具体化している物品の見本を提供するよう書面で求めることができる。
- (5) 出願に所定の手数料が添えられていない場合は、登録官は、出願の受領又は受理を拒絶することができる。出願はなされなかったものとして扱われる。
- (6) 2 以上の意匠を同一の出願の対象とすることができる。ただし、これらの意匠が国際分類の同一のクラス、又は物品の同一の組若しくは組合せに関するものである場合に限る。

第 44 条 意匠出願の取下

- (1) 出願人は、意匠が登録される前は何時でも、自署した通知書を登録官に提出して出願を取り下げることができる。
- (2) (1)に基づいて提出された通知は、取消不能とする。

第 45 条 意匠に係る優先権

- (1) 第 43 条(1)に基づく出願には、パリ条約に規定するとおり、出願人又はその前権原者がパリ条約の締約国又は世界貿易機関の構成国である国において又は当該国について行った 1 又は 2 以上の先の国内出願、地域出願又は国際出願の優先権を主張する宣言を含めることができる。
- (2) 出願に(1)に基づく宣言が含まれている場合は、登録官は、出願人に対し、提出先の当局又は機関が真正かつ適正な写しとして認証した先の出願の謄本を、登録官が定める期限内に、登録官が指示する方法により提出するよう請求することができる。

(3) (1)に基づく宣言の効果は、パリ条約に規定するとおりとする。

(4) 登録官が本条の要件及び本条に関して定められた事項が満たされていないと判断した場合は、宣言はなされていないものとみなされる。

第46条 意匠出願日

(1) 第43条(5)に従うことを条件として、第43条に基づく出願に次のものが含まれる場合は、登録官は、出願の受領日を出願日として記録する。

(a) 出願人の身元の確定を許容する表示、及び

(b) 第43条(2)(a)(ii)に基づいて要求される、当該意匠を具体化する物品の図面、写真その他の適切な図による表示

(2) 第43条に基づく出願を登録官が受領した時点でそれに(1)にいう事項が含まれていなかったと登録官が認めた場合は、登録官は、

(a) 出願人に対し、登録官が定める期限内に登録官が指示する方法で訂正を提出するよう求め、

(b) (a)に従って所要の訂正がなされた場合は、所要の訂正の登録官による受領の日を出願日として記録し、また

(c) (a)に従う所要の訂正がなされなかった場合は、当該出願をなされなかったものとして処理する。

第47条 意匠の審査

第43条に基づく出願に関して第46条に基づいて出願日を記録した後に、登録官は、

(a) 出願が、

(i) 第43条(2)及び(3)並びにこれらに関する規則の要件、並びに

(ii) 第38条(2)(a)、

を遵守しているか否かを審査し、かつ

(b) 登録官が、出願が(a)の要件を遵守していないと考える場合は、登録官は、出願人に対し、登録官が定める期限内に、登録官が指示する方法で、

(i) 訂正若しくは補正、

(ii) 出願が(a)の要件を遵守しているか否かに関する申立、又は

(iii) (i)及び(ii)の双方、

を提出するよう求めることができ、

また、登録官が定めた期限の到来後に、出願人が本号に基づく登録官の求めに応答したか否かに拘らず、登録官が依然として、出願は(a)の要件を遵守していないと考える場合は、登録官は、出願を拒絶し、出願人に対し書面で自己の決定を通知するものとする。

第3章 意匠の登録

第48条 意匠の登録

(1) 登録官は、第47条(a)の要件が満たされていると認めた場合は、当該意匠を登録する。

(2) 登録官は、意匠が登録された後速やかに、

(a) 意匠登録簿に当該意匠を記録し、

- (b) 意匠登録の証明書を出願人に交付し、かつ
- (c) 官報における通知により大臣によって承認された公報において当該意匠登録の件を公告する。

第4章 意匠登録により与えられる権利及び登録の存続期間

第49条 意匠登録により与えられる権利

- (1) 意匠の登録所有者以外の者による登録意匠のパプアニューギニアにおける実施は、意匠の登録所有者の同意なしには認められない。
- (2) 意匠の登録所有者は、同人が利用することができる他の権利、救済又は訴訟に加え、(4)に従うことを条件として、次のことをする者に対して裁判所における手続を提起する権利を有する。
 - (a) 所有者の同意を得ることなく登録意匠の実施に相当する行為を実行することにより登録意匠を侵害すること、又は
 - (b) 登録意匠が侵害される虞を生じさせる行為を実行すること
 - (3) 登録意匠が侵害された又は侵害される虞があると裁判所が認めた場合は、裁判所は、意匠所有者又はその他の利害関係人の申請に基づき、かつ、何人に関してであっても、次のことをすることができる。
 - (a) 裁判所が適切と考える条件がある場合はそれに従って、差止命令を出すこと
 - (b) 何れかの車両、船舶、航空機、建築物又は敷地にある物の検査を命じ、かつ、当該検査に関して裁判所が適切であると考えられる条件又は指示事項があればこれらを課し又は出すこと
 - (c) 損害賠償を裁定すること、又は
 - (d) 利益の計算を命じること
 - (4) 登録意匠所有者の権利は、次のものには及ばない。
 - (a) 登録意匠所有者により又はその同意を得てパプアニューギニアにおける市場に出された物品に関する行為
 - (b) 第43条に基づく出願の出願日より前に、善意で、パプアニューギニアにおいて意匠を実施していた者又は当該実施のための有効かつ真摯な準備を行っていた者により実行された行為、又は
 - (c) 登録意匠の侵害の日に、当該意匠が登録されていたことを知らなかったこと及び登録されていたと信じる合理的な理由がなかったことを証明する者により実行された行為
 - (5) (4)(b)にいう先使用者の権利は、当該登録意匠の実施又は実施のための準備がそこで行われていた事業若しくは業務又は事業若しくは業務の部分と一括してのみ、移転又は譲渡することができる。

第50条 意匠登録の存続期間及び更新

- (1) 本条に従うことを条件として、意匠登録は、登録出願の出願日から5年後に満了する。
- (2) 意匠登録は、次のものを登録官に提出することにより、5年を単位として連続して2回更新することができる。
 - (a) 所定の様式による更新請求、及び
 - (b) 所定の更新手数料

(3) (1)にいう更新手数料は、所定の追加手数料をも納付することを条件として、期日到来の6月後まで納付することができる。

(4) 登録意匠が(2)に基づいて更新されなかった場合は、意匠登録は失効する。

第5章 意匠の無効

第51条 意匠の無効

(1) 利害関係人は、意匠登録を無効にするよう裁判所に請求することができる。

(2) (1)に基づいて請求を行う者が次のことを裁判所に満足の行くように証明した場合は、裁判所は、当該意匠登録を無効にすると共に、適切と考えるその他の命令を発する。

(a) 意匠と称されているものが、第2条における「意匠」の定義に合致しないこと

(b) 意匠と称されているものが、第38条及び第39条の要件を遵守していないこと、又は

(c) 当該意匠の登録所有者が、創作者又はその権原承継人でないこと

(3) (2)に基づいて無効にされた意匠登録、又はその意匠登録に由来する請求権若しくは請求権の一部は、意匠の登録日から無効であったものとみなされる。

(4) (1)に基づく請求を行った者は、意匠登録を無効にするとの裁判所の決定を直ちに書面で登録官に通知しなければならない、登録官は、

(a) これを記録すると共に、意匠登録簿に必要な訂正を施し、かつ

(b) 速やかに、当該決定を次のものにおいて公告する。

(i) 官報、及び

(ii) 第48条(2)(c)にいう公報の次号

(5) 登録官は、請求を行った者に対し、(2)に基づく裁判所の決定の証拠で登録官が適切と考えるものを要求することができる。

第V部 雑則

第1章 特許又は意匠における変更の登録官への通知

第52条 所有権の変更

(1) 次のものの所有権に変更がある場合は、新しい所有者は、変更の1月以内に、所定の様式による通知を登録官に提出しなければならない。

- (a) 特許
- (b) 登録意匠，又は
- (c) 特許付与出願若しくは意匠登録出願

(2) 登録官は、(1)に基づく通知を受け、かつ、新しい所有者の権原が登録官に満足の行くように証明されたときは、

(a) 提出された書類に適切と考える変更、補正又は追加を施すことにより、当該変更を記録し、また

(b) 第27条(1)に基づいて特許が付与され、又は第48条(1)に基づいて意匠が登録された場合は、

(i) 次のもの、すなわち、

- (A) 特許登録簿，又は
- (B) 意匠登録簿，

に所要の変更を施し、かつ

(ii) 第27条(2)(c)又は第48条(2)(c)の何れか該当するものに関する公報において当該変更の通知を公告するものとする。

(3) 登録官が(2)(a)及び(b)(i)に従って当該変更を記録し、また、所要の変更を施すまでは、

(1)にいう所有権の変更について、当該変更を知らない第三者に対抗することはできない。

第53条 特許又は意匠のライセンス許諾

(1) ある特許又は登録意匠における利益を受ける実施権者としての権原を取得した者は、当該権原を取得した時から1月以内に、所定の様式による通知を登録官に提出しなければならない。

(2) 登録官は、(1)に基づく通知を受け、かつ、当該実施権者の権原が登録官に満足の行くように証明されたときは、

(a) 提出された書類に適切と考える変更、補正又は追加を施すことにより、当該変更を記録し、また

(b) 第27条(1)に基づいて特許が付与され、又は第48条(1)に基づいて意匠が登録された場合は、

(i) 次のもの、すなわち、

- (A) 特許登録簿，又は
- (B) 意匠登録簿，

に所要の変更を施し、かつ

(ii) 第27条(2)(c)又は第48条(2)(c)の何れか該当するものに関する公報において当該変更の通知を公告するものとする。

(3) 登録官が(2)(a)及び(b)(i)に従って当該変更を記録し、また、所要の変更を施すまでは、(1)というライセンス許諾契約について、当該ライセンスを知らない第三者に対抗することはできない。

第2章 代理人

第54条 代理人

(1) 出願人の通常の居所及び主たる事業所がパプアニューギニア外にある場合において、本法に基づく出願人は、パプアニューギニアに通常に居住する者によって代理されなければならない。

(2) 代理人は、

(a) 出願人の代理としてパプアニューギニアにおける書類の送達を受けることを許可されているものとみなされ、かつ

(b) 次のものに関して本法により提出又は提供することを要求される書類を、登録官に提出又は提供する責任を負うものとみなされる。

(i) 出願人

(ii) 出願人についてなされた出願、又は

(iii) 出願人に付与された特許若しくは出願人に登録された意匠

第3章 裁判所管轄権及び上訴

第55条 国家裁判所の管轄権

国家裁判所は、本法に由来する事項に関して管轄権を有する。

第56条 上訴

(1) 本法に基づく登録官の行為又は決定に不服がある者は、当該の行為又は決定に係る通知の日から1月又は裁判所が認めるこれより長い期間内に、裁判所に上訴することができる。

(2) 登録官の決定に対する本法に基づく裁判所への上訴の通知は、速やかに登録官に伝達されるものとする。

(3) 登録官は、上訴の聴聞の際に、出頭して聴聞を受ける権原を有し、また、裁判所から出頭するよう指示された場合は、出頭しなければならない。

(4) 裁判所は、上訴について聴聞した後、登録官の行為若しくは決定を承認するか、又は当該事項について裁判所が適切と考える指示を与え若しくは裁決を下すことができる。

(5) この章において、登録官には、第4条(1)(b)に基づいて任命された副登録官が含まれる。

第57条 上訴に影響されない権限行使

本法の他の如何なる規定又は如何なる法律の原則にも拘らず、ある者が登録官の行為又は決定に関して裁判所に上訴し又は申請した場合において、当該上訴又は申請について決定がなされるまでは、

(a) 登録官は、当該上訴又は申請がなされていないものとして、本法に基づく権限を引き続き行使することができ、かつ

(b) 何人も、当該上訴又は申請を理由として、本法に基づく義務の履行を免除されない。

第4章 裁判所の手続及び違法行為

第58条 侵害訴訟への登録官の参加

裁判所は、特許又は登録意匠の侵害に係る裁判所での如何なる訴訟又は手続にも、登録官の参加を許可することができる。

第59条 特許及び意匠についての虚偽表示

(1) 何人も、自己又は他人が特許又は意匠の所有者又は実施権者である旨の虚偽の表示を行ってはならない。

(2) 何人も、自己が販売する物品又は商品が次の事情にある旨の虚偽の表示を行ってはならない。

(a) パプアニューギニアにおいて特許を取得済であること若しくはパプアニューギニアにおける特許出願の対象であること、又は

(b) 登録済の意匠を付し若しくは具体化していること

(3) (2) (a)に限定することなく、

(a) 何人も、「特許」若しくは「特許取得済」の語、「仮特許」の語、又は当該物品若しくは商品に係る特許がパプアニューギニアにおいて取得されていることをほのめかすその他の語が当該物品若しくは商品に押印され、彫り込まれ、刻印され、又はその他の方法で用いられている場合は、当該物品がパプアニューギニアにおいて特許を取得済である旨を表示しているものとみなされる。また

(b) 何人も、「特許出願済」若しくは「特許出願中」の語、又は当該物品又は商品に係る特許出願がパプアニューギニアにおいてなされていることをほのめかすその他の語が当該物品又は商品に押印され、彫り込まれ、刻印され、又はその他の方法で用いられている場合は、当該物品又は商品がパプアニューギニアにおいて特許出願の対象となっている旨を表示しているものとみなされる。

(4) 何人も、(2) (b)に限定することなく、「登録済」若しくは「意匠登録済」の語、又は当該物品に用いられている意匠が登録済であることを表示する又はほのめかす語が当該商品又は商品に押印され、彫り込まれ、刻印され、又はその他の方法で用いられている場合は、当該物品又は商品が登録済の意匠を付し又は具体化している旨を表示しているものとみなされる。

(5) 本条の規定に違反する者は、違法行為の責めを負う。

罰：1万キナ以下の罰金

不履行罰：1,000キナ以下の罰金

第60条 召喚状に対する不服従

(1) 第6条(1) (a)に基づき証人として登録官の下に出頭するよう召喚された者は、法律上正当な理由がない限り、召喚状に応じて出頭しなければならない。

(2) 第6条(1) (c)に基づき書類又は物品を提出するよう登録官に要求された者は、法律上正当な理由がない限り、当該書類又は物品を提出しなければならない。

(3) 証人として登録官の下に出頭する者は、法律上正当な理由がない限り、宣誓若しくは確

約を行うこと、又は法律上正当に提出が義務付けられている書類若しくは物品を提出すること、若しくは答弁が義務付けられている質問に答えることを拒絶してはならない。

(4) 本条の規定に違反する者は、違法行為の責めを負う。

罰：1万キナ以下の罰金

不履行罰：1,000キナ以下の罰金

第61条 一般的罰則

(1) 次の者、すなわち、

(a) 本法の規定により又は基づいてその者が行うことを禁止されている行為若しくは事柄を行う者、

(b) 本法の規定により又は基づいてその者が行うことを義務付けられ若しくは指示されている行為若しくは事柄を行わない者、又は

(c) その他の態様で本法の規定に違反する者は、

本法の当該又は他の規定が当該人について次のことを規定している場合を除き、本項により、違法行為の責めを負うものとする。

(d) 違法行為の責めを負うこと、又は

(e) 違法行為の責めを負わないこと

(2) (1)によるか又は他によるかに拘らず、本法に対する違法行為の責めを負う者は、有罪判決を受けたときは、当該違法行為に適用される罰を超えない罰を科される。

(3) 本法の規定(本条を除く)が本法のある特定の規定の違反に適用される罰として特定の罰(金銭的なものであるか否かを問わない)を規定している場合は、当該ある特定の規定の違反により構成される違法行為に適用される罰をもって当該特定の罰とする。

(4) (3)又は本法のある規定(本条を除く)において規定されているところを除き、違法行為を実行した者は、有罪判決を受けたときは、5,000キナ以下の罰金を科される。

第62条 訴追

(1) 登録官又は登録官の書面による同意を得た者は、本法に対する違法行為について訴追することができる。

(2) 本法に基づいて、登録官により又は登録官に対して提起された訴訟又は手続において、裁判所は、登録官以外の当事者又は原告に対して費用を裁定することができるものとし、登録官は、この費用を登録官に対する債務として回収することができる。

(3) 登録官により又は登録官の代理により提起された訴訟の結果として支払うべき罰金又は不履行に係る罰金は登録官に支払うものとし、また、その他の救済に加え、登録官に対する債務として登録官が回収することができる。

第 VI 部 規則及び手数料

第 63 条 規則

国家元首は、助言に基づき、随時、次の目的のすべて又は一部のために規則を制定することができる。

- (a) 本法の適用上の様式を定めること。この規則においては、次のことを義務付けることができる。
- (i) 様式に特定の情報又は書類を含め又は添付すること、及び
- (ii) 様式に特定の者が署名すること
- (b) 登録のために提出される書類が遵守しなければならない、本法と矛盾しない要件を定めること
- (c) 本法の適用上書類の写しを認証する方法を定めること
- (d) 本法に基づく出願(申請)に関して、何人かに登録官への書類の提出を義務付けること
- (e) 庁及び登録簿の管理に関する業務の遂行のために定めることが必要又は便宜な事項を定めること
- (f) 特許又は意匠に直接又は間接に関係する、パプアニューギニアが締約国である国際条約を実施又は施行すること
- (g) 規則に対する違法行為又は違反に係る罰を定めること
- (h) 必要又は便宜である経過規定又は留保規定を定めること、及び
- (i) 本法の規定を実施又は施行しかつ適正に運用する上で定めることが必要又は便宜なその他の事項について規定すること

第 64 条 手数料

- (1) 本法に基づいて制定される規則においては、次のものを定めることができる。
- (a) 本法に基づく職務の遂行及び権限の行使に関して登録官に納付するべき手数料その他の金額
- (b) 本法により定められた期間内に登録官に書類を提出しなかったために登録官に納付するべき追加の手数料又は金額、及び
- (c) 本法に基づきその他の事項に関して登録官に納付するべき手数料その他の金額
- (2) 本法に別段の意図が示されている場合を除き、登録官は、所定の手数料又は金額が納付されるまで、ある書類を登録すること、ある職務を遂行すること、又はある権限を行使することを拒絶することができる。
- (3) 本法に基づいて制定された規則においては、登録官に対し、ある者又はある種類の者による(1)にいう手数料又は金額の納付の全部又は一部を、規則又は登録官により定められる条件で放棄する権限を与えることができる。
- (4) 登録官は、登録官に納付されるべき手数料又は金額を、登録官に対する債務として、管轄裁判所において回収することができる。